令和 2年度『公認審判員』伝達講習会

と き:令和 2年 月 日(日) ところ:北海道立北見体育センター

講習会次第

- 1. 開 会
- 2. 会長挨拶
- 3. 審判伝達講習会
 - (1) (一財) 北海道陸協伝達講習会報告
 - ① 2020年度(2020.4.1付)公認審判員昇格・取得報告
 - ② 2020年度 北海道陸協主催大会報告
 - ③ 北海道陸協施設用器具委員会報告
 - (2) (公財)日本陸連全国競技運営責任者会議報告(別冊)
 - ① 2020 年度競技規則修改正ポイント・・・・(別冊)
 - ② 2020 年度競技規則修改正····(別冊)
 - (3) その他
- 4. 質疑応答
- 5. 閉 会

オホーツク陸上競技協会

(総務・記録・審判委員会)

令和 2年度(2020年度)審判伝達講習会(要約)

1. 本年度の「審判伝達講習会」は、現状の社会情勢を考慮し、次により作成 する資料により実施します。

また、日本陸連の「2019年度全国競技運営責任者会議」 の資料は、別に作成の上、後日開催される「競技会」の際に配布しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 2. (1) 平成31年度(2019.4.1付) 審判取得者
 - B 級・・・・ 5名 (新規取得者)
 - B 級・・・・・ 3名 (学連からの移籍・所属替と復権)
 - (2) 令和 2年度(2020.4.1付) 審判昇格・取得者
 - S 級・・・・ 1名
 - A 級・・・・ 2名
 - B 級・・・・ 7名
- 3. 日本陸連「全国競技運営責任者会議」の内容(要旨)
 - (1) 2020 年開催の「鹿児島国体」の新種目について(万年和紀委員長) 300m・300mH・3000m 競歩・男女 4×400mR
 - (2) 広告規定・・・ナンバーカードからビブスへ呼び名の変更 (現在の競技会では、ナンバー以外に個人名が入っているものがあります) *ナンバーカード(ビブス)の規格が変更になりました。

(縦 160m/m×横 240m/m)

※来年度より順次更新してください。

ユニフォームの広告規定の変更あり 競技役員の意識向上への取り組みを お願いします。

(3) リレーに関する確認事項【 重 要】(上村 卓委員)

① 170条7 [注釈] が新規追加される。

「バトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合には、**バトンは渡し手(前走者)が拾わなくてはならない**。バトンパスが完了し、受け手(後走者)が唯一の保持者になった後にバトンを落としたら、受け手が拾わなければならない。

<2019年までの陸連解釈>

「バトンパスが開始され、渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならばどちらが拾っても構わない。

<今回の提案の背景>

- ・世界リレー開催にあたり、IAAFと確認していく中で、国内の運用と異なることが判明した。
- ・リレーで金メダルを目指している国のルールが、世界と異なっているわけにはいかないとの判断よる。
- ② リレー競技における Y C (イエローカード) の扱いについて 1 4 5 条 3 (に追加 (※項番変更)
 - 「・・・この失格は当該リレー種目のみに適用されるもので、個々の選手は当該大会の混成競技の個別種目への出場やリレー以外の個別種目の出場、リレーチームもその後に行われる他のリレー種目への出場が妨げられるものではない。」
- ③ 抗議と上訴について

競技規則及びハンドブック参照。以下の点にも注意を

- ・抗議を受け付ける担当者、場所、抗議者の控室の明確化
- 抗議者は興奮して来ることがあるので、落ち着いて対応する。
- 抗議を受けた際には、上訴に備えてジュリーにも連絡しておく。
- ④ SIS(スタート・インフォメーション・システム)を使用する競技会での注意 点について
 - スターターが目視でFS(不正スタート)を確認できなくても、SISがFSの波形を示した場合はFSと判定する。
 - ・波形の見方、FSの判定についてスターターチーム内での共通理解が重要
 - 局所的な動きをFSと判定しないよう注意が必要
- (4) 2020年度競技規則修改正のポイント(中田光哉委員)

別紙「資料による」

- 15. 修改正: § 187 投てき種目
 - ●個人所有の持込投てき物の個数制限
 - ◇原則、2個まで
 - *技術総務が特に認めない限りは3個以上は不可
 - *3個以上認める場合は事前に競技注意緒事項等に明記または関係者全員に事前告知が必要
 - * 出場者全員に等しく適用(特定競技者のみに制限数以上の持込みは認めてはならない)
- 16. 修改正: § 200 混成競技
 - ●混成競技の実施時間(§200-2~5、§223-2)

◇従前:連続する2日間で実施 ◇改正:連続する48時間で実施

- 17. [国際] 2020 [1] [国内] 2021. 4~ 修改正: 走幅跳 三段跳①
- ●ビデオカメラ等による踏切の判定導入
 - ◇ビデオカメラ等の機器の使用が可能に
 - ◇ビデオカメラ等の機器の使用しない場合はこれまで通り、粘土板を使用
- ●無効試技の定義
 - ◇変更前:身体のどこかが踏切線の先の地面(含む粘土板)に触れたとき
 - ◇変更後:足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時
- ●粘土板の粘土の角度
 - ◇変更前:45度
 - ◇変更後:90度({国内} ゴム台座が「切り欠けタイプ」は継続使用可)
- 18. 修改正: § 1 4 3 競技用靴①
 - ●世界陸連 2020.1.31 修正(即灣適用)
 - ●競技用靴 (§ 143-2)
 - ◇競技者に不公平となる助力や利益を与えるようなものであってはならない。
 - ◆2020年4月30日以降に販売される靴は、少なくとも4か月前には市販され、 どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。
 - ◇基準を満たす靴を医療上の理由や芸術美術的な観点から個々の競技者に合わせて 改良することは認められる。
 - 個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認めない。

(別途、通知があるまでは)(§143-12、13)

- ◇その他でスパイクのある靴底の厚さは 30mm 以内
- ◇その他でスパイクのない靴底の厚さは 40mm 以内
- ◇靴の全長または一部のみにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない(=1枚のみなら可)

(一財) 北海道陸上競技協会伝達講習会 2019年度全国競技運営責任者会議報告資料

> 競技運営委員会 中田 光哉 (日本陸連 JTO)

2020年度競技規則修改正のポイント

世界陸連① (以前は国際陸連)

●2019.11.1から 名称変更

◇英語表記: World Athletics ◇英語短縮: WA

◇本語表記:ワールドアスレティックス ◇短縮標記:世界陸連

●規程類体系、規程番号変更

(例) ◇変更前 第163条2(a) ◇変更後 TR17.2.1

・資料P26~30、従来のルールが二つに分かれる

1 Competition Rules (CR) & Technikal Rules (TR)

②HPのみでまだ冊子にはなっておらず、修正し切れていない部分があるので国内は現行通りのルールブックで発刊します。

国内競技規則(2)

- 1. 修改正: § 125 審判長
- ●混成競技審判長とスタート審判長
 - ◇スタート審判長:混成競技でもスタート審判長所管業務担当
 - ◇混成競技審判長:スタート審判長所管業務以外の混成競技関連業務担当
- ●警告·失格対象
 - ◇「競技者個人」に加え「リレー・チーム」も対象
 - ◇「競技者個人」と「リレー・チーム」はそれぞれ独立
 - *個人の警告数とチームの警告数は累積しない(関連:§145-3)
- 2. 修改正: § 135 計測員(科学)
- ●計測装置の動作確認のタイミング
 - ◇従前:競技種目の「開始前」「開始後」に確認
 - ◇修正:競技種目の「開始前」に確認
- ●競技中の動作異常に備えて鋼鉄製巻尺は競技場所に常備のこと
- 3. 修改正: § 143 ナンバーカード (ビブス)
- ●世界陸連
- ◇ Athlete Bibu (§ 143 他)
- ●日本陸連
- ◇ナンバーカード(ビブス) *ゼッケン→ナンバーカード
- ◇国内でも大会によっては「番号」から「氏名」表示も定着

◇アスリートビブス(ビブス)に変更・統一

(セクション 143-7~10、セクション 216、セクション 230-7)

- 4. 修改正: § 144 助力
- ●助力では無く、認められる行為(追加)
- ◇競技役員や主催者から任命された者が、(倒れた選手を)立ち上がらせたり、医療行為を受けられるようにするための身体的手助け
 - ◇電子掲示等による競技経過時間(ラップタイム)等の掲示 *掲示場所には注意
 - ◆主催者用意 競技エリア内も可(例)ランニングタイマー
 - ◆競技者(関係者)用意 競技エリア内不可

- 5. 修改正: § 145 失格
- ●リレーで「チーム」が除外処分(§125-5)を受けた場合
 - ◇除外処分を受ける前のラウンドまでの記録は有効
 - ◇除外処分は「当該種目の当該チーム」
 - *引き続き、個々の競技者は個人種目や混成競技への出場可
 - *別種目のリレーであれば「チーム」として出場可
 - ⇒レース侵害行為等での失格対象も「チーム」(§ 163)
- ●競技者個人が§125-5による除外処分を受けた場合
 - ◇処分を受けた以降、その競技会には出場できない(時系列注意)
 - * 個人の処分後に行われるリレーには出場不可
- 6. 修改正: § 147 男女混合の競技 ●原則禁止
- ●トラック競技
 - ◇5000m以上 ◇他性別間での助力行為(ペースメイク等)禁止
 - ◇ {国内} 男女いずれかが8名以内。かつ男女合計30名以内の場合のみ可
- ●フィールド競技
 - ◇記録用紙は男女別に作成 ◇各ラウンドの試技順は性別毎にでも交互でも可
 - ◇試技時間は競技を行っている試技者数全体で判断
- 7. 修改正: § 162 スタート①
- ●不正スタートの規則の適用状況に鑑み、§162-5 [国内] 削除
 - ◇競技会の性格や競技者のレベルに応じた「不正スタート」判定が定着
 - ◇尚、競技者のレベルに特に配慮する必要がある場合は、各競技会の注意事項等で 別途、適用ルールを定めることは妨げず
- 8. 修改正: § 162 スタート②
- ■スタートの定義の明確化(§162-7)
 - ◇競技者は信号機の発信音を聞くまでははスタートを開始してはならない
 - ◇スタートの開始とは
 - a. <u>クラウチング・スタートの場合・・・</u>結果的にスターティング・ブロックの フットプレートから片足または両足が離れようとしている、あるいは 地面から片手または両手が離れようとしているあらゆる動作
 - b. <u>スタンディング・スタートの場合・・・</u>片足または両足が地面から離れようとする結果になるあらゆる動作
 - ◇信号機の発信音の前に、動き出して止まらずにスタートの開始に結びつく動きを 開始したと判断した場合の不正スタートと判断しなくてはならない
- 9. 修改正: § 162 スタート③
- ●スタートの定義の明確化(§162-7)
 - ◇上記のa. b以外のあらゆる動作⇒スタートの開始動作とはみなさない (グリーンカードの対象)
 - ◇但し、そういった動作は不正スタート以外での警告・失格処分の対象になりうる (悪質な場合、§125-5 §145-2の対象)
- 10. 修改正: § 163 レース①
- ●少なくとも1つの曲走路を含むレースでは、走る(歩く)方向は左手内側に ◇直線のみ使用の競技(100m,100mH,110mH)は明示なし(2016年改正)
- ●2020年度競技規則修改正にて「逆走」を認める
 - ◇競技規則§161-1 {国内}・・・直線競走(100m,100mH,110H)で逆走する時は、 公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合に限る ⇒逆走用の検定、設備(例:写真判定装置固定台等)が必要

- 11. 修改正: § 163 レース(2)
 - ◇陸上競技場公認に関する細則 § 1 0
 - * 走路上の各種スタートライン、リレーの・・・ただしメイン側 100m,110m 逆走のフィニッシュライン、ハードル位置、バック側 100mH,110mH のハードル位置、4 × 200mR,100m+200m+300m+400mR は、標識タイルのみとする。

←トラック上のマーキングなし

- ●逆走時に注意を要する競技規則
 - ◇§163-1 レーンナンバーは左手側から順に「レーン1」
 - ◇§163-10 風力風向計測は第1レーンに隣接して設置 等
- 12. 修改正: § 168 ハードル競走①
 - ●失格の定義の明確化(§168-6)
 - ◇改正前 *ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て(どちら側でも)バーの高さより低い位置を通ったとき
 - * 故意に競技者がハードを倒したと審判長が判断したとき

←故意か否かの判断が曖昧

- ◇改正後 *ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て(どちら 側でも)バーの高さより低い位置を通ったとき
 - *手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させた とき(「抜き足」ではない・「すね」とは限らない)
 - * 直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたたり妨害するような行為や他の規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき
- 13. 修改正: § 170 リレー競走①
 - ●バトンの受け渡し時にバトンを落とした場合の対応
 - ◇ハンドブック 2019-2020 (p259)
 - *バトンパスが開始され、渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならば、 どちらが捨ってもかまわない。 {国内解釈}
 - ◇競技規則
 - *§170-6(a)(c)「バトンを手に保持して走る」「バトンを落としたら、落としたま者が拾う」(義務)
 - *§170-7「バトンパスは受け取る競技者の手の中に完全に渡り、唯一の バトン保持者になった瞬間に成立する」
- 14. 修改正: § 170 リレー競走②
 - ●パトンの受け渡し時にパトンを落とした場合の対応
 - ◇ WA の見解
 - *バトンパスが終わるまでは渡し手(前走者)がバトンを拾わなくてはならない
 - *受け手(後走者)が完全にバトンを保持したら、受け手がバトンを拾う唯一の者となる。
 - ●国内解釈の見直し {変更}
 - ◇「唯一のバトン保持者」がバトンを持って走る、落としたら拾う義務
 - ◇バトンパスが完了するまではバトンの唯一の保持者は「渡し手」
 - ◇バトンパスの途中で、あるいはバトンパスが完了していない状態でバトンを落と したら、バトンは渡し手(前走者)が拾わなくてはならない